

第4章 “Education” 訳の詐偽

1. 各種辞典における“Education”の定義

“Education”をわが国の英和辞書では「教育」と定義しているのがほとんどである。当然、和英辞典は「教育」を“Education”としている。それではこのような英和辞典の定義は妥当なのであろうか。この点を確かめるために近年の英英辞典が“Education”をどのように規定しているかをみてみよう。辞典の英文を訳すのは極めて困難であるが、可能な限り直訳・比較してみる。

まず、『ランダムハウス辞典』は「1. 一般に成熟した生命のために知的に準備をしたり、あるいは推論と判断の力を開発（developing）したり、一般的な知識を与える行為やプロセス。2. 商業や職業に関するように、特別の知識あるいは技術を与える行為やプロセス。」等のように定義している。

次に『ウェブスター辞典』は「1. 特に正規の学校教育によって知識、技能、精神、性格などを形成し発展させる（developing）過程；教えること（teaching）；養成すること（training）。2. このようにして形成された（developed）知識、能力など。」等のように定義している。

『オックスフォード辞典』は「1. 児童ないし若年者、動物を養育または飼育する過程。2. （若者を）「しつける」過程。人が「しつけられ」たやり方。社会的地位、身につけた生活態度や習慣の種類、目指された職業や雇用などに関連づけて用いられる。」等のように定義している。

また、『教育学辞典』は「(1)人がそれによって能力、態度、そして彼が生活している社会において肯定的な価値を持つ他の諸形態の行動を発達させる（develops）諸過程の総体。(2)人が社会的過程によって、選択され統制された環境の影響（とりわけ学校のそれ）を受けることを余儀なくされ、それにより社会的諸能力と最善の個人的発達（development）を手に入れることが可能となるようなそのような社会的過程。」等のように定義している。日本の教育学辞典が「教育」を定義していないのとは対照的に、アメリカの『教育学辞典』では一般的な英英辞典と基本的に同じように定義していることが注目される。

ウェブスターは、福沢がアメリカで最初に手に入れた辞書であることを『福翁自伝』に記している。また、オックスフォード辞典は、第3章で紹介したNHKの放送によると、新村出が国語辞典を編集刊行しなければならぬ、という決意を持たせてくれた辞書であったという。

紹介した英英辞書における“Education”と、日本語の一般辞書における「教育」との大きな違いは“Education”には“develop”、“development”の語があることである。

“develop”の意味は「① だんだんとまたは詳しく表明する…しだいに公にする。③ の可能性を引き出す。」とあるが、②に「② 映像を現わすために(フィルムなどの)露光された写真材料に化学薬品を作用させる(現像する)」があることを考えると、“education”はキョウイクの望ましい過程を表している語といえよう。

ところで、もしそのように“Education”を「引き出す」ことと当初より定義していたとすれば、ルイス・フロイスの驚きは何だったのか説明が付かなくなる。フロイスは周知のようにイエズス会の宣教師として日本を訪れて信長にも謁見し、有名な『ヨーロッパ文化と日本文化』を書き残している。その著書の中でフロイスは「われわれの間では普通鞭で打って息子を懲罰する。日本ではそういうことは滅多に行われない。ただ〔言葉?〕によって譴責するだけである」と述べている。さらに、日本では「子を育てるに当たって決して懲罰を加えず、言葉で戒め、六、七歳の小児に対しても七〇歳の人に対するように、真面目に話して譴責する」とも述べている。日本では「教育」の言葉が社会的に利用されていなかった時代である。

むしろ、「鞭で打って息子を懲罰する」方法こそ「教」の字義だといえる。つまり、鞭

では能力を引き出せないにもかかわらず、ヨーロッパでは鞭で強制して育てていたということになる。そのように理解しなければ、当時のヨーロッパのモントリアル・システム(助教法)は理解できない。助教法とは優秀な生徒を「助教」に任命し、助教が他の生徒に強制して、ただ暗記によって知識を記憶させていた教授法だったからである。

このようなことから、中世では“education”に“development”の意味は入っていなかったことが推測できる。しかし、福沢は「発育」であるべきと言い、第5章に紹介するように川上正光は“Education”を「教育」と訳すのは誤訳だといった。つまり、“education”の概念も変化したことを予想させる。このことを検証するために、次に“Education”が“develop”的な概念を含むようになった経緯を見てみよう。

2. ウェブスターにおける“Education”の定義は発展する

福沢諭吉は最初に渡米した一八六〇年に、通詞の中浜万次郎の薦めでウェブスターの辞書を購入した、と書き残している。福沢がアメリカで購入したのは一八五〇年版のポケット版のようだ。その福沢が手にしたという辞書は未見だが、一八五七年版のポケット版では“Education”を「育てる、しつめる」等の意味である“bring up”と記しているだけである。次章で詳述するが福沢が「教育は不穩当で発育だ」といったのは一八八九(明治22)年で

あった。このことは、福沢の主張の根拠がアメリカで最初に購入した辞書の知識ではなかったということになる。では福沢が「教育ではなく発育なり」といったことは何を根拠にしたのが疑問になる。あるいは、福沢個人の発想だったのであろうか。

ところで、そのウェブスターの辞書は一八〇六年を初版として、一九〇〇年までに51種の辞書が版を重ねている。そのウェブスターには様々な編集者による系統があるようだ。今日でも、ウェブスターの多様な辞書だけを紹介したパンフレットがある。このことは、ウェブスター辞書の“Education”の定義も多様であり、変化する可能性があることを示している。その変化を見てみよう。しかし、その全ての版の定義を紹介するのは困難なので、重要な変化がある版だけを試訳として次に紹介しよう。なお、これらは全てロンドン版であり、卓上版である。

“Education”の定義に、最初に“develop”が登場するのは“Preface”から推測すると一八四九年版のようである。その前に、菅原氏が分析している系統を考慮して、一八四八年版の定義を先ず見てみよう。

その一八四八年版は「しつけ（例えば、子供の）、指導、生活態度の育成。Educationは、理解（力）を啓発し、気質を矯正し、若者の生活態度、および習慣を育成して、将来の社会的地位（職業）に役立つようにする一連の指導や訓練のすべてを含む。」等のよう

に定義している。これは、ポケット版と同様に、はじめに“bring up”と定義し、その解説がポケット版よりも詳しくなっているにすぎない。次いで、“to give”「与えること」の説明をしている。つまり、ポケット版と大同小異であることが分かる。

初めて“develop”が登場する一八五二年版では“educating”の行為。種々の身体的、知的、倫理的能力を発展させ、高める行為。生活態度の育成、そして知性の改善。指導、教授、養育。“developing and cultivating”「行為」(act)としている。

その7年後の一八五六年(Preface)によると一八四九年版からか(版は卓上版でも二分冊となっている大冊で、三列組の一行を“Education”だけで使っているように説明も長い。ただ、基本はやはり「発展させ、高めること」“developing and cultivating”としている。特に“Intellectual education”についての説明は、“development”を用いて説明していることが注目される。

一八六九年の版では、“developing”は使っていないが、“cultivation”を用いて定義している。ここでは「人的能力」(human faculties)を「引き出すこと」(cultivation)であるとしている。

この“develop”が“Education”に含まれる時期は、第4節で見ると、イギリスにおける

「工場法」から「教育法」への発展の時期とも重なり、「Education」の概念の拡大と、法令の進展とに関係があるのか興味のある事実といえよう。

上に見た一八四八年から一八六九年までの21年間の間にも様々な辞書をウェブスターは出版している。しかしながら、「developing」等の言葉で定義していたその頃の辞書はロンドン版という特色があるようだ。ウェブスターの本拠地であるニューヨークで発行された辞書に「開発」的な概念が含まれるのはより遅れて一八九一年版の辞書になるようだ。

なお、近年ではポケット版であってもウェブスターは「education」を「develop」により定義している。例えば一九九〇年版の「Education」は「the process of educating」と定義している。そこで動詞の「educate」を見ると「to develop the knowledge, skill, or character of, esp. by formal schooling; teach」としている。いつからこのような定義になったかは膨大なウェブスターの辞書であるので、専門家の調査にゆだねたい。

このように、ウェブスターの「Education」の定義の変化を見ると、第3章に紹介した『広辞苑』の「教育」の定義の変化とは逆になっていることが分かる。つまり、ウェブスターでは当初は「開発すること」がなかったが、それが次第に定着して来ているのに対し、『広辞苑』では戦前版と第一版にあった「開くこと」がその後の版ではなくなっていることである。もっとも、発行されていた時代が大きくずれているが、このように同じ言葉とされる

定義が逆に変化している意味は社会の認識を反映していると考えられる。

ところで、ウェブスターの辞書の中で(極めて珍しく唯一と思われるが)、一九二三(大正12)年に中国語を併記した辞典が発行されている。つまり、英華辞書である。この時の「Education」を中国語では「教育」を用いている。このように、「Education」を「教育」と明確にしている辞書もある。ただ、前章で紹介したように、その頃はすでに日本語としての「教育」が中国で通用していた時代であり、その編集担当者も日本人的な教育観となっていた、と解することができよう。

o. "Education"の鍵概念は「開発」及び「職業」である

このように見ると、英語の「Educate」の概念はまず「to develop」「development」であることが分かる。この「develop」は多義語の一つのことだが、最も近い日本語としては「能力開発」とのことである。

そして、その対象は知識だけではなく「physically」「mentally」や「morally」であり、「skill」や「calling」や「business」への準備も入っている。つまり、これらは職業に関する内容である。

このように英語辞書の「Education」に共通することは、能力を「開発すること」であり、その能力としては「職業の内容」も含まれているのである。

「開発する」とは潜在能力を開発することである。潜在能力を開発することは集団を対象とした方法では困難である。能力を開発するためには一人ひとりの個性に合わせた個別の対応をしなければならないことは論を待たない。窮極の姿は辻井伸行さんの母、いつ子さんだろう。伸行さんが世界的ピアノコンクールで優勝したのは、盲目の我が子の興味・潜在能力のみに応えて行動してきた結果だといえる。

なお、福沢が「教育」ではなく「発育」というべきであるという問題提起は、「開発すること」、すなわち“to develop”の側面のみであり、天職、仕事といった職業に関する内容については言及していない言葉だといえよう。しかしながら、福沢が批判した「教育」ではなく「発育」であるべきという提案は、今日まで変わらぬ日本人の思想の転換を求める教育観として検討すべき課題であろう。

このようなことから「教育は Education ではない」という紹介に関して、「言語が異なるのだから意味が違っても当然だ」という意見もある。しかし、翻訳は異なった言語をお互いに意味が通ずるようにする作業である。その学問が外国語学であろう。また、それぞれの専門の分野で行われる比較学であろう。しかし、今日まで、こと「教育」に関しては他の言葉の検討に比べるとその努力がなされていない。

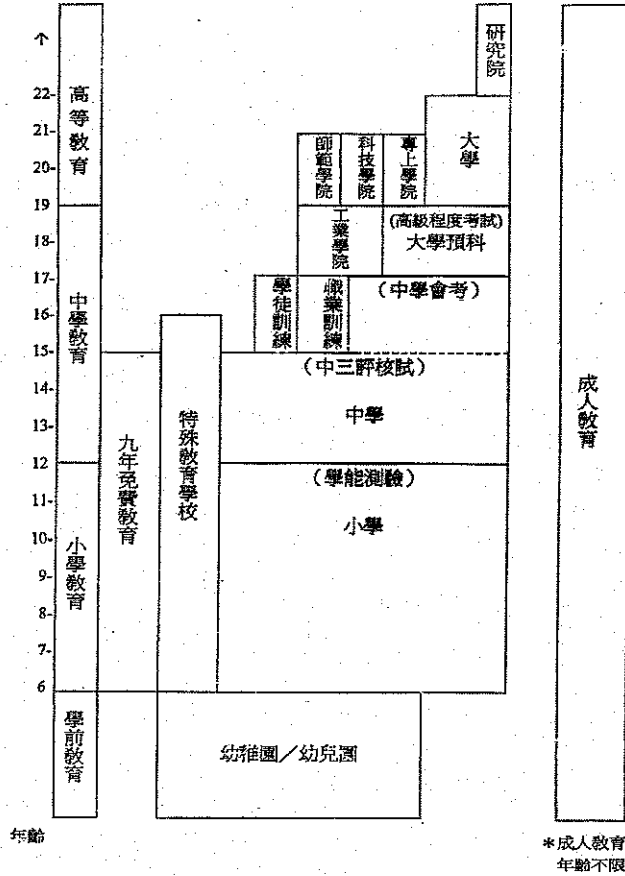
本来の意味は「愛知」である“philosophy”を意識したことを承知で「哲学」として使用している場合は問題はない。しかし、「教育」はそうではない。このことを教育研究者でさえ訴えていないのであり、欧米の“Education”を「教育」と思うことが誤解なのである。しかし「哲学」のように「意識」であることを承知して使用しているとはいえない。そのようにわが国で創られた言葉を今日でも使用している理由を検討すべきであろう。川上氏の主張のように松本市に残る開智学校の「開智」が“Education”の意味に近いということが分かる。

以上のようなことをまとめると、“Education”を「教育」としたことは誤訳ではなく、むしろ積極的な「意識」だったと推測される。このことは第5章で述べる。

このようなことを講義で紹介したら、ある学生が、「体育がなぜ“Physical Education”なのかずーと疑問になっていたが、これで分かった」と感想を書いてきた。“Education”の訳を「教育」と考えることによって生じる様々な疑問も“Education”の概念を理解することによって解けるのである。

山田洋次監督の「学校Ⅱ」が評判を呼んだ。「学校シリーズ」は今日の学校教育批判として製作されている。そして「学校Ⅲ」は職業訓練をテーマとした映画である。そのことを山田監督は、「年齢こそ五〇歳以上の高齢者だけど、ひとつの教室で、同じ秩序を守って勉強するとすれば、もうこれは立派な「学校」ではないか。」と述べている。職業を学

香港現行學制圖



校制度は、香港の制度図と大同小異のようであるからである。

ぶ職業訓練校が「学校ではないか」として山田監督は「学校Ⅱ」を実際の職業訓練校でのロケを入れて完成させている。しかし、この山田監督の極めて革新的な考えも不満である。何故なら、職業について学ぶことこそ本来の学校だったはずだからである。それでは何故に「Education」には職業概念が入ったのかについて考察して見よう。

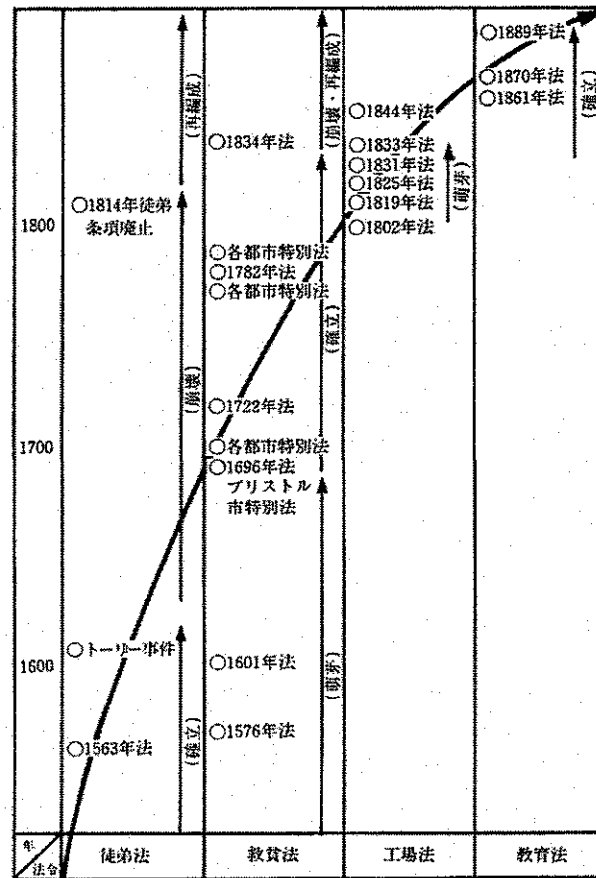
4. イギリスでは労働者の学習から学校教育が発展した

香港はイギリスによる一五〇年にわたる統治を終え、中国に一九九七年に返還された。変換直前の3月に、ある研究会に参加するために香港を訪問し、その時に次のような香港の学校制度図を入手した。

図のように香港では「学制」に「職業訓練」や「学徒訓練」が入っている。「職業訓練」の施設では日本の公共職業訓練施設と同様な内容を教育訓練している。また、「学徒訓練」とは企業内教育のようなものだとの説説だった。いわば徒弟制度であろう。香港返還後も「一國二制度」であるため、この学校制度は現在も生きているはずである。

このような日本にない学校制度が、香港ではどのようにして体系化されたのだろうか。その歴史的発展に関する経緯を知らないが、一五〇年の統治によるイギリスの文化の影響であることは明かであろう。イギリスの影響を受けたと思われる東南アジアの国々での学

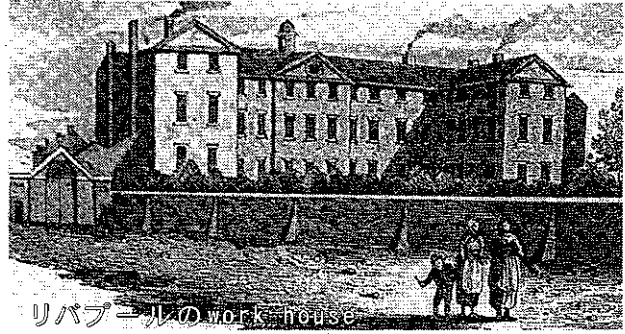
イギリス教育の歴史



しかし、もしイギリスの影響だとしても、なぜ職業訓練が学校と同居するのであろうか。類似の制度として、オランダの教育制度においても、中等教育段階に「中等職業訓練学校準備コース」が、高等教育段階に「中等職業訓練学校」が位置付いている。「働くための学習」に紹介しているが、このように職業訓練が学校制度に位置付いている国は少ない。

香港のような制度が成立した経過の解明のためにはイギリスの学校の成立過程をみる必要がある。イギリスの庶民の学校の成立過程図を前頁に示した。佐々木輝雄の研究によると、イギリスの庶民の学校は、徒弟制度、「救貧法」が成立させたワークハウス・スクール、そして「工場法」における児童労働者の学習の保障を経て成立したという。このような過程でワークハウス・スクールが重要な役割を演じたことを佐々木は明らかにした。このように、庶民の学校は児童（労働者）の学習問題から発展したというのが英国における経過であった。

なお、「救貧法」が児童労働者の学習問題の制度化に繋がった理由は次の通りである。産業革命下の経営者は低賃金労働者により利益の追求を図ろうとして、児童を酷使していたが、この事態に対し、児童に読み書きが必要（キリスト教徒は聖書が読めねばならない）との批判が起こり、この対策として工場の一角で読み書きの手ほどきを始めたという。そ



の方法は多様であるが、その学習システムをワークハウススクールと呼んでいる。

ワークハウス・スクールは様々な形態があったようだ。上の絵（一七九〇年頃か）について著者の玉川寛治は少年刑務所的なニュアンスを想像させる「救貧労役所」というタイトルをつけているが、この命名は映画『オリバー』（一九六八年・イギリス）の影響ではないだろうか。「救貧労役所」ではその機能を正確に表してはず、適切ではないといえよう。むしろ、ワークハウス・スクールの経験が、「工場法」において「学習した児童でなければ働かせてはいけない」という、実質的な「義務教育」制度の条件を整備したことをここでは指摘したい。そのイギリスにおける最初の「工場法」は一八〇二年の「徒弟の健康及び道徳に関する法」であった。

ちなみに、「工場法」のこの考え方がわが国の「工場法」のモデルとなるが、30年の議論の後、イギリスに遅れること109年後の一九一一（明治44）

年によく成立したのである。しかし、教育条項は当然ながら骨抜きになっていたのである。

わが国でも徒弟制度はあった。また、職業に関する「往来物」を学ぶ寺子屋等の学習施設もあった。しかし、わが国ではそれらの伝統と経験を断絶することによって近代的な学校制度を創った。わが国の「学制」は国家主導による学校の制度化であったが、イギリスでは歴史の自然な発展として、働く者の学習施設として庶民の学校が成立した。

なお、イギリスの最初の「教育法」は一八六一年に制定され、日本の「学制」との差はわずかに11年であることに注意しなければならない。つまり、わが国の教育関係法制定の遅れはわずかであるが、働く子供達の学習問題を規定した「工場法」の制定はイギリスに比べ、わが国は大幅に遅れているということである。そして両国の教育法と工場法との制定の順序が逆転し、その上間隔が大きく開いていることがわが国の教育観と世界との差異となっている重要な要因と考えられる。

なお、イギリス特有のパブリックスクールはより古くからある。しかし、これは主として貴族の子弟が入学する全寮制の中等学校であり、本書で論じている庶民の学校とは異質であり、本書の考察すべき対象外であるので省く。

このような経過から、第1章で紹介したイギリスにおける教育省と雇用省を統合した「教

「雇用省」への再編はなにも不思議なことではないことがわかる。つまり、「Education」には職業に関する能力開発が含まれている。職業に関する能力は仕事にとっての重要な能力であるからである。

5. "education" 観の欧米における実情

わが国の学校制度は徒弟制度を排除して成立した。それではその徒弟制度とはどのようなものか。徒弟制度と現代の教育制度との関係が、ヨーロッパとわが国では大きく異なることについては先に述べた通りである。わが国において徒弟制度が教育制度とは無縁な制度になった理由は、明治の「学制」制定時に西洋式の学校の形式のみを手本としたためではなく、戦後にもあったのである。

戦後、「連合国軍は、占領政策上人道的であるという印象を日本人にあたえることについて」としているが、……「楯子年季制度批判を採り上げた方が、報道効果が大きいと判断した」という。つまり、連合国軍は「民主化政策の推進者」として振る舞うために、徒弟制度批判を利用したのである。このことが、戦後の技能者養成制度を法制化した「労働基準法」ではその条文のはじめに「徒弟の弊害排除」というタイトルを付けていることに連なるのではなからうか。このタイトルは今日でも変わらず、欧米諸国とは異なり、わが国における

徒弟制度の蔑視観を醸成しているといえよう。

徒弟制度には雇用制度と訓練制度の二面性があるが、GHQの視点は本来前者に対するものであったはずである。しかし、「労働基準法」の「徒弟の弊害排除」は同時に教育訓練制度の側面についても否定してしまう印象を国民に与えてしまった。

徒弟制度を今日の教育・訓練に位置づけていないのはOECD諸国では日本だけである。当時アメリカにも徒弟制度はあり、占領政策を進めたGHQの担当官が知らなかったはずはなからう。当然今日でも現存している。

例えばILO（国際労働機構）は一九三九（昭和十四）年に「職業訓練に関する勧告」を採択し、「徒弟教育」と称するのは、使用者が契約により年少者を雇用すること、並びに予め定められた期間及び徒弟が使用者の業務において労働する義務ある期間、職業のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度をいう。」としていた。その勧告が発せられた当時、わが国はすでにILOに脱退通告を発していたが、政府はその勧告の全訳を直ちに「労働時報第16巻第8号」昭和十四年8月号で紹介していた。労働関係の専門家が知らないはずはなからう。

つまり、戦後の知識人・官僚は人間形成的機能を持つ徒弟制度を真に理解していなかったと言わざるを得ない。徒弟制度が戦後に軽視されたことは当然のなりゆきであったとい

えよう。それは、GHQの「民主化」政策に便乗するという主体性までかなぐり捨ててである。ところが、ドイツでは徒弟制度を現代的に再編したデュアルシステムを制度化している。

このことは高橋氏が述べるように、時代の変革時に、日本人は過去の全てを抹殺するという思考行動に出るということに關係有りそうだ。民族の文化を代表するものに言葉と文字があるが、明治時代にも、戦後にも漢字排斥運動が起きたことは有名である。そのような行動は、むしろ少くない知識人に現れる、ということを高橋氏は指摘している。

例えば、ドイツを見れば分かる。徒弟制度についてはクライン孝子氏により「ドイツ人の誇りを支えるマイスター制度」として次のような紹介がある。

ドイツの教育の背骨を貫く二つ目は、伝統的にドイツ人は手に職を持つことに誇りを持つ民族であることです。つまり知識を詰め込んでいるだけでは、一人前とは見なされません。このマイスターとは、ある技に巧みな人という意味です。中世のころから一芸に秀で、その技術を磨いた立派な職人、熟練工のことを指します。実はドイツでは、今もこのマイスター制度が、脈々と生きていて、上級生になるとカリキュラムの中に実習が含まれているのです。

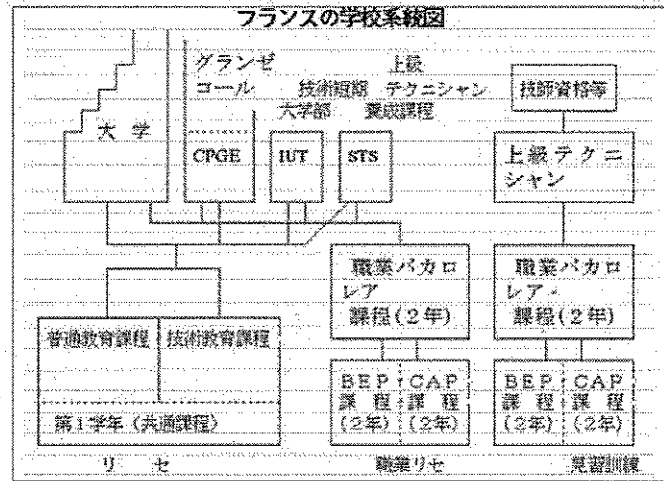
そのマイスター制度ですが、マイスターになるためには、普通一〇年かかるといわれています。ドイツで肉屋さんやペンキ屋さん、花屋さんや菓子屋さん、鍵屋さんやコックになるために、まず、こうしたお店に入って実習します。マイスターの下で腕を磨くだけでは一人前にはなれません。その合間に職業学校に通い、将来マイスターとして自立していくために必要な経営法や経理や税理などを、幅広く徹底的に習得するのです。

実はこのマイスター制度が、ドイツの教育（＝学校）制度を、下側からがっちり支えているのです。ドイツには企業見習い制度といって、二、三年企業で実習しながら、週に二回、職業学校に通学する制度がありますが、この企業と学校による二元制度のルーツは、マイスター制度に由来しているのです。

このような長きにわたる伝統と歴史の重みを自覚し、誇りを持っているドイツ民族のことで、ドイツは第二次世界大戦直後、領土は戦勝四カ国・米ソ英仏にズタズタに分断、占領されましたが、教育＝学校制度に限っては、占領国の助言、おせっかい、干渉にいい耳を貸さず、頑として従来の学校制度を踏襲しました。

日本の知識人と官僚は徒弟制度についてはGHQへの事大主義的迎合により、戦前の制度を抹殺した。教育に関しては民主化したと言いながら、ドイツとは別な意味で戦前の概念を踏襲した点において好対照であるといえよう。

なお、クライン氏が述べる「マイスター制度」とは、デュアルシステムの指導を担当す



るのがマイスターであり、一定の資格を有した者が、経験と試験によりなれる親方Ⅱ教師の制度の事である。

フランスでは、人材養成は学校形式が主流だといわれているが、近年では見習い工制度も多様に発達している。上の図は最新の学校と見習い工制度を対比させた図であるが、見習い工制度が学校制度と並んで体系化されていることが分かる。最上位の「技師資格」に対応する見習い工制度は、一九九四年度より始まり、二〇〇一年度で二万五千人弱が修了しているという。

そしてイギリスでは、「現代徒弟制度」が再構築され、職業資格と学歴資格を統合する全国職業資格制度 General National Vocational Qualification G N V Q が整備されつつある。

これと平行して、マスターレベルの「学位取得徒弟制」が実施されているという。

以上のように、今日のような教育問題が深刻になっている下で、欧米では様々な徒弟制度の試みを追求しており、わが国の徒弟制軽視観との大きな違いを知らされるのである。このような実態を包摂するのが「Education」だといえよう。

6. 徒弟制度による仕事の伝承が「Education」的だ

法隆寺の最後の宮大工として名高い、先年亡くなった西岡常一氏はただ一人の弟子として小川三夫氏を認めた。小川氏は徒弟制度を現代に合うように再編して鶴工舎という会社を設立し、全国に寺社を建造している。両氏の著書も多いが、テレビでの出演も多い。そのような紹介では、寺社の建造にスポットが当たっているだけでなく、そこでの徒弟制度としての「人間形成」のユニークさが注目されている。

日本では徒弟制度の教育方法を、「技は盗むものだ。教わるものではない。」としていくことを批判し、それは「教育」ではない、という。この批判は、「教育」信奉者の誤った理解に基づく「教育」観から出た誤解である。そのような批判をした人は当然、「Education」の意味も理解していないであろう。教育研究者であれば「エミール」を読んでいるはずはないであろうが、どのように理解しているのでしょうか。

西岡と小川は、「もっとも良い方法は教えないことだ」といって相互に確認している。教えずにどのようなようにして弟子達は仕事を覚え、仕事が出来ようになるのであろうか。それは、兄弟子や親方の仕事を見て、その方法を自分自身で工夫して体験していくのである。

「見よう見まね」、物まね、といえは幾んだ表現であるが、その実態は自らの潜在している能力を自らが開発し活用することである。これが、物事を学ぶ基本であるはずである。

歌舞伎俳優の市川亀治郎が、芸の伝承について、「まなぶはまねるだから、真似ることをいとわない」とテレビの取材で語っていた(二〇〇一) 平成23年NHK hi「伝統芸能の若き獅子」。このことは芸能の世界で語り継がれてきたトレーニングの基本的考えなのだと思われる。この考えは日本語の成立過程からも妥当するのだ。

なぜなら、「学ぶ」という言葉は「まねる」から発達し、それは「まねぶ」となって、発達したものである。この「まねる」は様々な仕事のやり方をまねるということであろう。「知識をまねる」とはいわない。つまり、「学ぶ」の根元的な営みは仕事に関係する営みから始まっていたはずだからである。

自給自足の時代、「まなぶ」ことは仕事についての「まねる」事だったはずである。芸能も仕事の一つと考えれば不思議ではない。つまり、自分自身で創意工夫しなければ上達しない。結果は仕事だけである。それが可能なのは、時間に追われずに自分の納得がいく仕事が出来るといふことがある。

鶴工舎の若者につぐ親方に授けられるべからず。一志専心親方を乗りこす工風と切せたくますべし。

之れ匠道文化の心髓なり。心して悟るべし。

法隆寺葉師寺
寺社番匠大工

西岡常一

西岡が生前、鶴工舎の孫弟子達に送った言葉がある。それは上のように記されている。この激励文の意味するところは、人のいう「教育」ではない。徒弟制度における「親方を乗り越す工風を切磋琢磨」することは「能力開発」であり「Education」である。このように、西岡氏や小川氏等の親方達による弟子の育成は、弟子達への信頼に立脚している。

亀治郎の考えも、西岡氏等の教えも共に既に孟子が「建具屋・大工・車輪工・車台工などの親方は、弟子にコンパスや定規の使い方を上手に教えることはできるが、その人の腕前を望みどおりに上達させることはできない。」と指摘していることに通じる。このことを察は「習う者は自分で考え自分で工夫しなければ、そのコツを会得できない。」と解説している。これこそが能力開発であり、「Education」で

はなからうか。徒弟制度を「能力開発」の一典型として再検討すべきである。

このような徒弟制度の人間形成的機能については、佐藤忠男氏がすでに次の三点について述べている。その第一は、親方と弟子との全人格的な接触によって伝えられていることであり、第二に、働くことが同時に学ぶことであるという意識を形成できることであり、第三に雇い主の恣意を避けるために現場の仕事を重視することが出来る、ということである。

「教育」と「Education」の概念の違いは、その他の様々な社会制度のとらえ方に大きく影響することが分かるのである。

7. 日本人の「教育」好みと「訓練」嫌い

二〇一〇年8月12日に大学院生の Y_Hirono さんが「大学院は半分くらい職業訓練校であつてもいいんじゃないか」という記事をホームページに載せていた。Y_Hirono さんは研究者を目指していない大学院生のようなのだが、大学院の意味を悩んでいるのであろう。つまり、大学院は研究者養成機関だという「常識」の故だろう。このような考えはわが国特有の大学は教養教育を施すところと言う思考様式に基づくものであろう。

このような考えを反映して、最近の大学において職業教育を実施すべきとの論が出ているのだろうか。そうでは無からう。「はじめに」で述べたように、リーマン・ショック以降の職業教育重視策の発生であり、教育論として何も整理されて出されているとは思えない。賛成論者の多くは大学教育の困難性から当然としているがその論者の多くは職業教育大学にはならない研究大学に区分される大学の教員であり、高見台からの上から目線の論であり、一方、大学は職業教育をするところではない、との批判的論者の多くは職業教育大学に区分されざるを得なような大学の教員であり、問題を如何に払い除けようかとしている論のようである。

教育論を全く整理していない現下のような処方的対策では、第一に職業教育はこれまで高校段階の問題として論じてきたことを、今何故に大学問題として論じるべきなのか、そして、第二にその高校段階で差別・軽視されてきた職業教育を大学にて実施すれば大学の二分化を推進するだけではないかと思う。これらの問題に対する回答無く推進すれば教育論の混乱を招きこそすれ、大学のあり方が改善されるとは思えない。後に述べるように、大学こそ職業訓練であるべきと筆者は考えているが、そのような論とも思えないからである。

戦後、わが国の教育制度はアメリカをモデルとして整備されたはずであるが、アメリカの大学が遙かにビジネスに密接に運営されていることは良く知られていることだ。では、

何故、日本の大学はアメリカ的ではないのか。

第1は、マッカーサー草案の日本的解釈がある。草案では、

Academic freedom and choice of occupation are guaranteed.

と有ったが「日本国憲法」では周知のように22条に「職業選択の自由権」が、第23条に「学問の自由権」が分離して規定されている。従って、分離したのは日本人である。

マッカーサー草案であれば、学問は職業と密接になされなければならなかったのではないだろうか。学問と職業が別な条文であれば、わざわざ関連づけねばならない考えも生じないだろう。大学が職業からかけ離れた根源の一つはここにあると言える。この結果、わが国の大学が教養主義になったと言っても過言ではないだろう。

本来、教育段階が上に行くほど、社会に近くなる訳であり、社会で働くための職業に関連した学習をやるべきはずである。この問題を考えない大学改革は美辞麗句で飾られるだけである。近年の深刻な就職問題を反映して叫ばれている「大学での職業教育」は問題を先送りし、さらに拡大するだけであろう。

工科系はまだ職業訓練的な意味があるので良いが、問題は教養・人文系の分野だ。そのような「学問」が大学の使命だとか、「教養」が大学の目的だと叫ぶ人は、文化系の人であれば周知の筈だがマックスウェーバーの『職業としての学問』を読むべきだ。そして、

これがわが国でいつ翻訳出版されたかを見るべきだ(岩波文庫は一九三六年が初版)。マッカーサー草案の意味が良く分かると思う。

高等教育に進むほど職業に近い学習、職業訓練になるべきなのであり、Hironoさんの悩みは日本の教育観の誤解をそのまま認めたために生じているといえる。このことは、二〇一〇年八月七日の『朝日新聞』夕刊の「時事英語に挑戦」で、「by training」は『の教育を受けた』の意味」として次のように紹介していることにかかわる。

*by training / Dudley had been considered for the top job in 2007, but he lost to Hayward, a geologist by training. //*ラルド朝日

by training は「の教育を受けた」の意味。

【訳】2007年、(BP)トップの職にはダドリー氏が検討されたが、地質学者としての教育を受けたハイワード氏に敗れた。

右の記事は、アメリカでは大学院レベルで専門の教育を受けることは“training”である、と理解されていることを示している。英語の意味からは「訓練を受けた」と訳すべきであるが、日本人の訳者は大学では訓練をしているのではないと解釈し、「教育を受けた」と紹介したのだ。このことは、よく、使われている“Academic Training”を日本語でなんと言うのか適訳を聞いたことがないこととかかわっている。

この「training」についてのわが国での誤解は、ドイツ語と対比すると良く分かる。ドイツ語の「Erziehung」と「Bildung」の英訳のことだ。「教育」の訳として「Erziehung」か「Bildung」を使い分けていることは知られているが、「training」の独訳については問題にされないからである。総合大の小原哲郎教授によると、「Erziehung」は主として義務教育等の低い教育段階を対象に使用し、生徒の能力を引き出す、という意味で使っている。一方、「Bildung」次第に上の段階の大学等の学生を対象に使い、学生の能力を積み上げていく、という意味で使っているという。それらの関係は「Bildung」の大きな概念の中に「Erziehung」が含まれると言ふのだ。

大学院生が職業訓練でも良いのではないかと自嘲気味に言わざるを得なかったように、日本人は「訓練」の付く言葉をできるだけ避けようとしているのだ。第1章でイギリスの省庁再編を見たが、今日では「大学及び技術革新省」といえる省を設立していた事にその考えを見る事が出来る。

最終的に職に就くためにはどのような形態かは別にして、何らかの職業訓練を受け、職業能力を修得しなければならぬのである。それが大学であっても、訓練校であっても同じであるはずだ。義務教育を終える時から、次第に上級学校に進むほどその重要性は高まるはずだ。大学は教育を受ける（「教育を受ける権利」）についての問題は『働くための学

習』をご参照頂きたい）ところではなく、職業訓練をするところなのだ。

わが国の国語辞典は「訓練」や「職業訓練」を軽く扱ったり、あるいは採用していないが、欧米の辞書では「train」や「training」を「Education」以上に詳しく解説している事にわが国の「教育」妄信が表れていると言える。

以上のように、「教育」の意味と全く異なる「Education」とをどのようにしてわが国では同じ用語と考えるようになったのであろうか。この点について次章で解明してみたい。

（第4章参考文献）

- ・ 田中萬年『『文部省』の意味と変質』、『職業能力開発総合大学校紀要第34号B』、二〇〇四年3月。
- ・ 田中萬年「"Education"は『教育』ではない」、『技能と技術』、一九九九年11月号。
- ・ 佐久間治『英語に強くなる多義語二〇〇』、ちくま新書、一九九八年。
- ・ ルイスフロイス・岡田章雄訳注『ヨーロッパ文化と日本文化』、岩波文庫。
- ・ 菅原光穂「ウェブスター辞典の系譜」、『岐阜大学教養部研究報告第24号』、一九九八年10月。
- ・ 川上正光、『日本に先生らしい先生はいるか』、閣文社、一九九〇年。

- ・松竹パンフレット『学校Ⅲ』、平成10年。
- ・リヒテルズ直子『オランダの教育』、平凡社、二〇〇四年。
- ・辻井いつ子『今日の風、なに色』、アスコム、二〇〇五年。
- ・佐々木輝雄職業教育論集第一巻『技術教育の成立』、多摩出版、昭和62年。
- ・玉川寛治『『資本論』と産業革命の時代』、新日本出版社、一九九九年。
- ・吉村昭「鯛の島」、『脱出』所収、新潮文庫。
- ・クライン孝子『もどかしい親と函がゆい若者の国・日本』、祥伝社、平成10年。
- ・夏目達也「フランスにおける徒弟制度と継続職業教育」、平沼高・佐々木英一・田中萬年編著『熟練工養成の国際比較研究』、ミネルヴァ書房、二〇〇七年。
- ・柳田雅明「イギリスの徒弟制度」、同上。
- ・西岡常一、小川三夫、塩野米松『木のいのち 木のこころ』（上・中・下）、草思社、一九九四年、一九九四年、一九九五年。
- ・佐藤忠男、『学習権の論理』、平凡社、昭和48年。
- ・田中萬年・大木栄一編著『働く人の「学習」論』（第2版）、学文社、二〇〇七年。